

朴正熙の核開発をめぐる歴史的背景

劉 仙 姫

Historical Background of Park Chung-hee's Nuclear Development Program

Sun-hee Yu

抄 録

本稿は、71年に本格化し始める韓国の核開発をめぐる背景を検証するものである。本研究の特徴は、ニクソン・ドクトリンの政策的影響はいうまでもなく、中国や日本の政策変容が韓国に及ぼした影響を重視する点にある。分析の結果、次のような3点について解明することができた。第1は、韓国は中国による核脅威をどのように認識し、米国による「核の傘」に対する信頼性をどう考えるべきなのか。第2は、韓国がNPT体制における持つものと持たざるものの格差をどのように判断したのか。第3は、韓国は60年代末頃から原子力先進国である日本の核武装の可能性をどう捉えたのか。

キーワード：核不拡散条約、非核兵器国会議、ニクソン・ドクトリン、朴正熙

(2015年9月24日受理)

Abstract

This paper investigated the historical background of South Korea's nuclear development program that had begun since 1971. This research places importance on the influence of neighboring countries' policy changes as well as the political influence of the Nixon Doctrine. The result of analysis, the three following points became clear. To begin with, how did the South Korea recognize Chinese nuclear threat, and how high was the reliability of U. S. nuclear umbrella for Korean? Then, how did South Korea judge the gap between the haves and the have-nots in the NPT system? Finally, how did South Korea explore the possibility of the Japanese nuclear weapon program after the end of the 1960s?

Keywords: NPT, Conference of the Non-Nuclear-Weapon States, Nixon Doctrine,
Park Chung-hee

(Received September 24, 2015)

1. はじめに

韓国は1970年にニクソン（Richard Nixon）政権が駐韓米軍一個師団を撤収すると発表した直後に核開発を推進し、フランスからプルトニウムを生産可能な再処理施設を購入すると決定したが、米国とカナダからの圧力に屈して76年1月に同施設を購入を撤回したとされる¹。だが、韓国の核開発の起点や展開を単にニクソン・ドクトリンに求めるのは単純化した見方である。何らかの影響は認めるものの直接的な因果関係ではない「背景」を核開発の引き金になる直近の出来事などの「動機」と分けて考えるのが適切ではないだろうか。

そのように考えてみると、韓国の核開発の背景的要因は果たして何であったのかという問題意識が生まれてくるのである。第1は、韓国が64年の中国による核実験成功をどのように認識したのか。米国が「核の傘」の供与を通じて安全を保障するとはいえ、韓国は米国が韓国に配備した戦術核をどう考えたのか。第2は、核不拡散条約（NPT）体制における持つものと持たざるものの格差をどのように判断したのか。第3は、原子力先進国である日本が核潜在国としての立地を固めつつある60年代末頃から韓国は日本の核武装の可能性をどう捉えたのか。

こうした問題意識を踏まえ、本稿は、中国による初の核実験以降、韓国の核開発が原子力の平和利用という形で本格化し始める71年終わり頃までの韓国の核開発をめぐる背景を検証するものである。分析に際しては、3段階に分けて検討することとする。第1は、韓国が中国の核能力の増大にどのように反応したのか。また、中国による核実験以後の米国の対アジア戦略をどう受け止めたのかについて検討する。第2は、NPT体制の成立と韓国による署名がどのように行われたのか、そして、同体制をめぐる多国間交渉を韓国はどのように認識しそれに関与したのかについて検証するために、非核兵器国会議における外交について考察する。同会議の検討に際して、本稿は核兵器国対非核兵器国というNPTの基本的な構造はいうまでもなく、非核兵器国内のグループ化という観点からも分析を試みる。第3は、ニクソン・ドクトリンの公式化以後の対米信頼性の低下と朴正熙政権の自主国防への決意について考える。そして、韓国はニクソン・ドクトリン発表以後の日本による核武装への可能性を予期する反面、原子力をめぐる対日協力強化政策をとったが、こうした政策の本質に関しても論証を進める。

本研究の特徴は、米国の政策的影響はいうまでもなく、中国や日本など周辺国の政策変容が韓国に及ぼした影響を重視する点にある。それはある一国の核開発が引き金となって周辺諸国にも同様の動きを導き出しかねないという国際政治史的検証が重要であるからである。とはいえ、本稿は韓国の核開発の背景要因から北朝鮮を排除しているのではなく、北朝鮮による安保脅威という前提の下で韓国の核開発が進められたというのは周知のとおりである。北朝鮮がいつ独自の核開発を開始したかは定かではないが、軍事利用が疑われる核開発が本格化したのは、80年代に入ってからであると推測される。こうした観点を踏まえた上で、とりわけ、70年代の中国や日本を視野に入れて韓国政府の核開発

政策を研究することは、既に核拡散が起きている朝鮮半島情勢を考慮に入れても、示唆する点が多いと判断される。

2. 原子力後進国としての韓国

2.1 中国の核実験と韓国の対応

1956年に李承晩政権は研究炉と核燃料の貸与という限定的な協力を目的に米国と「原子力の非軍事的利用に関する政府間協力協定」を締結した。同協定は韓国に譲渡された機器や物質、そしてそれを利用して生産された核物質の軍事的利用や爆発物への転用を禁じるものであった。韓国は57年にIAEAに加盟し、翌年3月に原子力法を制定したが、これは米国の原子力法を母法として、類似する法文化を有する日本の原子力法を参考にしたものである。また、59年に長官級の院長をおく行政組織として原子力院を設立し、その傘下に原子力研究所を設置した。そして、62年に初の研究炉（250kw級 TRIGA MARK II）を稼働してから、発展途上国としての原子炉研究を開始した。

ところが、中国が64年10月に原爆実験を行ったため、韓国は核による脅威を直接的に感じるようになる。朝鮮戦争の際に、核兵器を使用するという暗黙の脅しが中国に休戦を受け入れさせる動機づけになり²、同国は57年10月にソ連との間で「国防新技術協定」を締結し、原爆の見本およびその製造技術資料の提供を受けることになっていた。だが、58年後半には両国間の対立が表面化し、翌年にソ連は同協定を破棄するに至った³。しかし、その後も中国は核開発を断念することなく、米ソと同様に濃縮ウランを作って核反応させる手法でプルトニウムを生産し、原爆実験に成功したのである。

中国の核実験について、朴大統領は65年の年頭教書のなかで「ベトナムを中心とする東南アジア地域の激動と中国の継続的な膨張主義と核実験、そして北朝鮮の軍事的強化と南侵脅威に照らし、自由友邦との軍事的紐帯と集団防衛体制の確立を期して核および非核戦に対応できる機動性のある国防体制を整えるのに全力を注ぐ」と述べた⁴。韓国は朝鮮戦争の経験とベトナム戦争の拡大から、中国の核保有による影響をかなり高く見たと考えられる。だが、この時点で朴大統領は集団防衛体制に基づく国防体制の確立を強調しており、韓国独自の対応策に関しては具体的に言及していないのが特徴である。米国による「核の傘」の供与が維持される限りにおいて、韓国の国力を考慮すると、集団防衛体制が最も望ましい安全保障対策であると判断したであろう。

2.2 米国による拡大抑止に対する不安

1967年9月にマクナマラ（Robert McNamara）米国防長官は、中国の核戦力に備えるためのミサイル迎撃網設置案を発表し、翌年2月に具体策として米本土防衛を目的に弾道弾迎撃ミサイル（ABM）設置計画を明らかにした。米国防省は、中国が70年代半ばには核兵器の運搬手段である射程距離6000マイルの大陸間弾道ミサイル（ICBM）を保有し、事実上の脅威になるとの見通しを持つに至ったのである。

他方、68年1月、朴大統領は記者会見を通じて「中国は国内的勢力闘争を続けながらも、今後国際的発言力を高めるために核兵器を保有すべきであるという点については一致団結しているため、核開発への努力は続くと思われる。75～76年頃に核兵器の運搬手段が完成されれば、中国による周辺の自由友邦国に対する脅威は高まるであろう」と懸念を表明した⁵。

韓国政府内では地理的位置から中国の核戦力増強は直接的脅威として受け止められ、防衛体制を強化するに際しても重要な懸案事項であったため、さらに検討が進められた。特に、68年1月に上院軍事委員会における5カ年(69～73)国防計画に関して、マクナマラ長官がABMの設置に関して「米国が中国の核脅威に対抗してアジアを守ろうとする意図を友邦国に改めて表明する印になりうる」と証言した点に注目した。これに関連して、崔圭夏外務部長官は金東祚駐米韓国大使に対して、アジアに対する保障がいかなる形で実現され、そのための米政府の具体的計画は何であるのか、そして中国による核戦力の増強に対処する米政府の対策について打診するよう指示したのである⁶。韓国はABMに同国のための対中抑止効果を期待できるか否かを確認しようとしたのである。それに対して、マクナマラ長官が迎撃網の2次的効果に言及したとはいえ、それが米本土以外の地域を対象に迎撃網を構想していることを意味するものではないことが韓国側に伝えられた⁷。米国からすると、本土を守るABMが機能するようになれば、その分、同盟国向けの核コミットメントの信頼性も高まるだろうという意味合いであったのである。このようにしてABMをめぐる米韓間の核戦略観の乖離が現実のものとなったのである。これ以降、韓国では中国の核攻撃に対する報復措置の不備が焦点となった。冷戦期における韓国の安保戦略は米国との同盟が根幹であったものの、中国の核戦力の増強と米国の「核の傘」に対する信頼性の低下という戦略環境の変化が、朴政権にして核開発の必要性を強く意識させ始めたと思われる。

韓国では62年から検討が始まった初の発電用原子炉建設について、68年2月に大統領令3371号に基づいて原子力発電所推進委員会を設置し、妥当性調査を行った結果、2機の500kw級加圧水型軽水炉(PWR)を70～76年に導入するとの結論が得られた⁸。だが、韓国は原子力の平和利用の支援を期待できるNPT体制の成立に必ずしも積極的であったとは言えない状況であった。当時、韓国社会では「核兵器国が75年頃には50カ国になる」との見方が専門家の共通の見解であり、「将来の国防は核保有なしには成立しない」という考え方が集中的に言及されるようになった⁹。こうした対応は中国の核武装に対する反応として、北朝鮮との対立関係を背景にしたものであることが容易に見てとれる。

3. 核をめぐる韓国の特殊性

3.1 NPT体制の始まり

中国の核実験を受けて、米国は多国間の核不拡散レジームの形成を目標とすることになり、65年8月にジュネーブの18カ国軍縮委員会でNPTの草案を提出し、協議を始めた。

翌年に公表された条約案は、核兵器国と非核兵器国の区別を固定化し、その権利義務の二重構造を理由に、交渉は難航した。NPT体制下で後者は自国のすべての核物質について、これを兵器製造に転用しないことを確認するためにIAEAの保障措置を受けることになっていたのである。

特に、交渉過程において、非核兵器国は核兵器国に対して、核兵器を取得しない法的義務を引き受ける代わりに、非核兵器国に対する核兵器の不使用を意味する「消極的安全保証」を求めた。これに対し、68年3月、米英ソの3カ国は、非核兵器国の安全保障のための国連安保理事会決議案を18カ国軍縮委員会に提出した。同委員会は、条約案および安保理決議案を付属とする報告書を国連総会に送付した。条約案を審議するため、4月には国連総会が始まり、NPTに関する決議が6月12日に本会議で採択された。同決議は、国際の平和と安全のためにすべての国の主権の平等を尊重し、国際関係における武力による威嚇や行使を慎むべきであり、国際紛争を平和的手段により解決すべきであるという国連憲章の諸原則を確認しつつ、NPTを奨励するものであった。また、核攻撃を受けた時に安保理が必要な措置を取るまでは国連憲章51条に認められている個別または集団自衛の固有の権利を再確認するものでもあった。

国連総会がNPTを承認した後、非核兵器国の安全保障のための決議案を審議するため、安保理理事会が開催された(6月12日-17日)。決議案は核兵器による侵略行為や威嚇の対象となったNPT加盟国である非核兵器国に対して、直ちに援助を提供し支援する旨を表明した米英ソの3カ国共同宣言(68年3月11日)を歓迎するという旨であった。同宣言は、非核兵器国が核兵器を使用した侵略の対象になった場合、即刻支援するための安保理措置を促すという趣旨である。6月19日、決議案は安保理決議255として採択され、NPTの締約国である非核兵器国が核攻撃の脅威を受けた場合、核兵器国がその支援に赴くという「積極的安全保証」の規定を定めた。だが、これらの行動は安保理の決定を前提とするものであり、後に中国が国連における代表権を回復し、拒否権を行使できる安保理の常任理事国になれば、同決議はその意義を失うことになる。だが、同決議の意義について、米国はNPT加盟国である非核兵器国の安全保障を確保するための確固とした政治的、道義的、法的な基礎となると評価したのである。

3.2 韓国のNPT署名

当初米側からNPT署名への勧告を受けた際に、韓国政府は同条約に署名することで生じる防衛の制約などの問題点を提示して署名を一旦保留し、米側に対してより具体的で明白な保障を要求した。共産圏による核攻撃に対する即時反撃のための米国による保障を得ない限り、核脅威または核攻撃に対する憂慮は解消できないと考えられたからである。

中国の核戦力をめぐる対策を論じた韓国外交部の文書¹⁰には、「中国の核戦力が外交および軍事的攻勢の基礎をなし、同国が核兵器を威嚇のみならず、実戦に使用するような非理性的行動に出る可能性もある」との認識が記されている。そして、中国が周辺諸国に対して核を後ろ盾に外交および軍事的攻勢を仕掛けてきた際に、米国によって韓国に配備さ

れている核戦力は間接的な防衛手段に過ぎないと評価が加えられた。さらに、同問題と関連して、「NPT 加盟が極東諸国にとって事実上無意味になる可能性があり、ミサイル迎撃網によって集団的に中国を包囲する」などが対策として挙げられた。その上、韓国政府の当面課題として、中国の核攻撃に対する十分な防衛手段の確保が重要であり、NPT の効果を最大化しつつ、長期的な観点から駐韓米軍の撤収を米側が提議する場合に備えて対策を検討することや太平洋同盟の設立についても言及がなされた。韓国は中国の核保有で露呈した安全保障上の脆弱性と核戦争に備えた抑止力の有効性に焦点を合わせたのである。同文書で示された韓国の NPT に対する相反する考え方に注目すべきであるが、「核の傘」を含める脅威への対処如何では NPT 体制の有効性が確保できないという認識が根強く、韓国にとって具体的にどう NPT への賛意を表すかが一層複雑かつ困難になったと考えられる。

68 年 6 月 28 日、崔圭夏外務部長官はポーター（William Porter）駐韓米大使に対し、「韓国が NPT に加盟すれば、核兵器国による核兵器の移譲も受けられず、核開発もできなくなる半面、中国は北朝鮮に核兵器を容易に移転しかねないため、韓国は最も核脅威に直面する国になる」と強調し、核攻撃の際の米国によるコミットメント保障を文書で要求した。翌日、ポーター大使は崔長官に対して「米韓相互防衛条約に基づく米国の対韓コミットメントの保障には変わりがないことを NPT 交渉の際に既に明らかにしており、韓国が NPT に署名する際には再びそれを表明する」との覚書を提示したとされる¹¹。同覚書は韓国側の修正要求を受け入れ、7 月 5 日付けで韓国側に再び手渡しされ、米国による対韓コミットメントが核兵器による攻撃を受けた際の保障をも含めるものであると確認されることになる¹²。「即時対応」を明示したとはいえないものの、米国による同覚書の修正を前提に、7 月 1 日に崔長官は金東祚駐米韓国大使に対して NPT 署名を訓令したのである。米韓交渉過程で見え隠れする韓国の NPT 署名の背景には、核不拡散という規範に対する賛意というより、同国が米国の友邦国であることを確認し、継続的な安保協力への期待が大きかったと思われる。ただし、NPT 署名の時点では米政府による覚書提示も肯定的に作用した結果、韓国政府による独自の核開発への意図はまだ政策化されずにいた。

NPT の趣旨を謳った国連総会決議に賛同した諸国が同条約に調印した 7 月 1 日の式典において、ジョンソン（Lyndon Johnson）米大統領は現存する相互防衛条約が規定している諸般義務条項の履行を再び約束したが、これも韓国にとっては具体的で確固たる保障にはなりえなかった。NPT 署名と関連して韓国の安全保障問題はさらに多角度で検討されるべき課題であって、とりわけ、中国や北朝鮮の核脅威の兆候や攻撃に備えて、米国の核兵器による即刻対応あるいは米韓相互防衛条約の改正が望ましいと考えられたのである¹³。NPT 署名後の韓国は、核不拡散レジームが遵守を強制するメカニズムとして脆弱であると認識しつつ、核脅威に対する核による安全保障を明文化した形で米韓相互防衛条約の実質的改正を目指したものの、米国はそれに応じなかった。

3. 3 非核兵器国会議

核攻撃からの保障を求める非核兵器国の見解をより積極的に NPT に反映させるべきで

あると主張するパキスタンの提案により、非核兵器国会議が開催された（ジュネーブ、68年8月29日－9月28日）。当初、会議は調印式の前に予定されていたが実現されず、非核兵器国はNPT成立を既定の事実として認めた上で同会議にのぞむこととなった。同会議において、非同盟諸国は、NPTの改正や議定書形式による安全保障の追加、非核兵器国に対する核の使用禁止条約または宣言問題を提起すると予想された。

米務省は同会議についてNPTの第4条に基づく原子力の平和利用に関する非核兵器国間の協力について具体的な成果を期待すると伝えられた。また、非同盟諸国が米英ソ3カ国の非核兵器国に対する安保理決議の強化を求めることに関しては、同問題が3カ国間の共同歩調を取るべき内容であり、保護すべき非核兵器国の性格がそれぞれ異なるため、具体的に明文化し保障を強化するのは困難であるという立場を韓国側に伝えてきた¹⁴。

日本政府は同会議の実質的成功が期待困難であるとしつつ、NPTが完全ではないため、同会議で意見が一致し、それが国連総会で採択されれば、その政治的意義はあるとの見解であった。とはいえ、韓国は、日本が原子力産業と技術力を背景に潜在的核保有可能性を誇示しながらも、諸議案に関して先頭に立って反対する必要はないとの意向であると判断した¹⁵。

一方、韓国政府はNPT署名によって核兵器の生産や取得を放棄することで生じる問題など同条約の実効性を高めるための条約上の整備を検討し、非核兵器国の安全保障や核の平和的利用問題に関する自国の立場を同会議で十分に反映させようとした。同会議を通じてNPTに非核兵器国のための安全保障を規定する条項が追加されることは、米英ソの3カ国の反対によって事実上困難であろうが、韓国は、会議のための対策を立てる上で、中国の核による脅威問題を非常に重視し、国際的な保障方法を模索しようとした。特に、68年7月22日付け国防部から外務部長官宛て文書によると、「NPT非加盟国である中国や北朝鮮は、核兵器の移譲や核基地設置のための援助を自由に行い得る関係にあるため、両者から韓国が核攻撃を受けた際には、NPT加盟国である韓国は自衛に多大な制約を受ける」と懸念が述べられた。ただし、同文書が中国の科学発展過程について「中国は西欧諸国の軍事力を牽制するために、何より原子力における後進性を脱することが重要である」と見なし、全力を投入している」と分析を加えたことは注目に値する¹⁶。韓国は、共産側による核戦略に脅威を示しつつ、中国による核政策の動向に非常に高い関心を示したのである。実際、中国の核武装は、経済先進国のみが享受できる選択肢と見なされてきた核武装が、経済発展がまだ本格化してない発展途上国にも開かれているという先例を作る契機になったのである。

こうした政府内の検討を経た後、崔外務部長官は金溶植首席代表に対して、「韓国による非核兵器国会議への参加は、NPT署名国として平和愛好国であることを表明することに意義がある」と強調し、その延長線上で「中国の核による脅威を受けているアジア諸国との間で運命共同体の意識を醸成させ、地域的協調を強調する」ことに重点を置くように訓令した¹⁷。しかし、同会議の議案の中で最も重要視されるべき事項であった、非核兵器国の安全保障問題、なかんずく非核化問題に関しては、消極的態度が妥当であると考えられ

た。なぜなら、韓国は核兵器国である米国と同盟関係であるため、核兵器国と同盟関係ではない非核兵器国が要求する安全保障対策が韓国の安全保障政策とは必ずしも一致するとはいえない側面があったからである。特に、当時会議における提案が予想された、非核兵器国の領土内に核兵器を配備しないという決議内容は、北朝鮮などの侵略を防ぐために駐韓米軍が駐屯している韓国の見地からすれば、受け入れられないという立場であった。また、非核兵器国に対する核兵器の使用禁止に関する決議案についても、その要点が国連憲章に基づく個別的、集団的自衛権の放棄を意味するとの観点から、米英に同調するように指示された。韓国のこうした方針は、米国による「消極的安全保証」が米国の拡大抑止を制約するが故に、韓国が米国による拡大抑止の確実性に優先順位を置いていたことを表わす。特に、同文書は、当時の韓国が原子力後進国として国際査察を懸念するような核施設や核物質を持っていないという点を考慮して IAEA による保障措置に関しては肯定的である半面、核兵器の開発を防ぐための措置設定に関しては中国を理由にやや消極的な姿勢を示すなどの二面性が見てとれる。

非核兵器国会議には、92カ国の非核兵器国が参加し、米、英、ソおよび仏の4核兵器国は投票権なしで参加した。会議は2つの主要委員会を設置し討議を進めたが、第1委員会は軍縮と非核兵器国の安全保障問題を、第2委員会は原子力の平和的利用問題を討議した。だが、核兵器国に対して軍縮措置の促進と非核兵器国への核不使用の保障を強く求める3つの追加付属議定書案を優先審議するように迫る非核兵器国と、それに難色を示す米英ソの3核兵器国およびその同盟グループとの対立が表面化した。

特に、非核兵器国の安全保障と関連して、パキスタン決議案は安保理による積極的保証と共に非核兵器国に対する核不使用の法的拘束力のある約束（消極的安全保証）を求めるものであった。だが、同決議案は、非同盟諸国に対してのみ核兵器の使用禁止を主張し、「核の傘」の下にある非核兵器国は対象外にするものであった。同決議案の通過が自国の安全保障に及ぼす影響を考慮し、韓国は受け入れ困難の姿勢を示したが、結局、同決議案は十分な支持が得られずに採択されなかった¹⁸。

非核兵器国の安全保障に関して、非核兵器国会議決議（9月28日）には、68年6月の「非核兵器国への核攻撃や脅迫に対しては、国連憲章に従ってただちに援助を与える」との米英ソの3カ国宣言およびこれを裏付けた国連安保理決議255号を再確認する、いわゆる「積極的保証」が盛り込まれた。また、死活的安全保障利害に脅威を与える武力攻撃に対して核兵器国は自衛権の行使としての核兵器の使用を保留することになった。その反面、非核兵器国に対する原子力の平和目的のための利用の権利が尊重されず、有効な技術援助についても意見の不一致を見た。

非核兵器国会議の未解決問題を引き続き討議するための次期会議招集案や特別委員会設置案について、駐韓米大使館からは同会議に核兵器国が投票権もなしで参加している点や国連総会とジュネーブ軍縮会議が同様の問題を取り扱っている点を挙げて、会議が一度限りで一段落することを望むという見解が韓国政府に寄せられた¹⁹。米国の見解表明には、同会議がNPT体制を動揺させる要因になりかねないとの認識が背景にあったと思われる。

非核兵器国の間でも同会議をめぐる立場には多少の相違があり、一般的に NPT 体制にひびを入れてまで主張を押し通そうとする構えは薄く、最終的には非核兵器国が後退する見通しが強まった。

他方、非核兵器国会議の結果をめぐって、韓国政府は西ドイツが展開した外交力に注目し、それが同国の潜在的核武装能力に起因すると分析した²⁰。同じ頃、韓国では平和維持のための核兵器の保有を正当化するような主張が度々展開されるようになる。69年1月中旬頃に新聞社主催で行われた原子力政策をめぐる対談のなかで、金基衡科学技術処長官は「わが先祖の科学的基盤が近代化に利用されずにいたのが後発性の理由の一つである。朴大統領は科学に至大な関心を持っており、科学技術処の発足や韓国科学技術研究所（KIST）の設立など強力な科学技術政策をとっている」と称賛した。それに対して、成百能ソウル大工学部教授は「中国が世界各地の核物理学者を総動員して核を開発したように、韓国も国内外の科学者を総動員すれば、技術的には問題ない」と自信を見せた。また、韓相準（KIST）も「核開発を政策的に進めるのも困難ではないであろう」と金長官の考えを尋ねたが、金長官は現役閣僚としての発言の波及効果を憂慮し、見解表明に慎重であった²¹。とはいえ、韓国では核保有を実現可能性の高い具体的な国家目標として、かつ外交や安全保障上の国益を増進させる手段として認めるような社会的雰囲気次第に造成されつつあったことは否めない事実である。

4. ニクソン・ドクトリン

4.1 対米信頼性の低下と自主国防への決意

ニクソン政権の発足に際して、韓国政府は次のような政策を立てた。「当面脅威の実体について、70年代までは NPT に拘束されない中国の核攻撃能力が生まれるだろうが、アジア各国は自力でそれに対抗できず、米国の核報復力に依存するしかないため、中国の核脅威に対する有効な抑制措置が緊要である。もし米国がベトナム戦後に撤収し、アジア諸国がいかなる防衛能力と態勢も整えなければ、自由陣営の『力』の空白を招くだろう。新政権には核攻撃に対する米国の継続的で確固たる保障を求める²²。」

ところが、69年3月に、米上院本会議における NPT 批准同意審議の際に、非核兵器国に対する侵略を防衛する義務を負わないという留保条項を挿入しようとする提案がアービン（Sam Ervin）議員によってなされた。表決は 61 対 30 で否決されたものの、韓国が注目したことは、審議の際にフルブライト（James Fulbright）議員が、68年の国連決議（255）によって米国の防衛義務が NPT を理由に拡大するものではないと解釈した点であった²³。

こうした韓国側の不安を取り除くべく、朴大統領の訪米は8月後半に実現した。首脳会談の際に、ニクソンは「中国は76年までに25 - 30発の ICBM を保有すると予想されるため、ABM を以って中国が韓国やアジアにおける諸問題を理由に核恐喝を米国に仕掛けないようにするのが極めて重要である」と強調した。さらに、米輸出入銀行が古里原子力発電所建設のために借款7500万ドルを決定したと伝え、韓国の原子力産業に対する経済協力姿

勢を示した²⁴。

だが、次第に変化していく東アジア情勢を前にして、朴大統領は70年初の記者会見において次のように述べた。「70年代は米国の力にも限界が現れ始めたため、韓国は今後強大国にすべてを依存できず、自らの力でいかにやっていくかを模索すると同時に、域内の利害関係の近い国と協力体制を成立させるべきである。中国は核開発に力を入れ、75年頃にはICBMが実用化段階に入り、自信満々になるだろう。(中略)戦争を抑止するには、北朝鮮が単独で侵攻した際に、韓国単独でそれを制止できる力を備えることが必要であり、これが私の自主国防概念である²⁵。」朴大統領は米国が新孤立主義的な外交路線の傾向を示すことによって、韓国の安全保障が試練を経験すると予想し、中国の核を警戒しつつ、民族の自主性を尊重するシンボルとして核開発への野心を間接的に表明したのである。

70年2月、ニクソン大統領の外交教書²⁶で正式に発表された「ニクソン・ドクトリン」は、中国との関係が強く意識されたものであり、米国は拡大抑止の信頼性を維持しつつ、駐韓米軍の撤退に道筋を付ける方途を探った。だが、米中和解を前に、中国を封じ込める必要性の低下に伴って拡大抑止力の必要性はさらに低減した。朝鮮半島をめぐる米国の戦略の曖昧さや変貌する戦略的展望が提示されない中で、4月に、中国は5番目に人工衛星の打ち上げに成功した。だが、7月にパッカード(David Packard)米国防次官と丁来赫韓国国防長官との間で行われた第3次米韓国防長官会談において、米側は70年代の北朝鮮には核攻撃能力がまだないという点を強調した²⁷。米国は北朝鮮の核脅威の不在を指摘し、韓国の安保不安を和らげようとしたであろう。

ところが、時を同じくして、韓国外務部は「NPT無用論」の考え方を明らかにしていく。例えば、NPT批准に関して、国会の事情によって批准時期を予想しがたいとの消極的な姿勢を示したのである²⁸。また、NPTが韓国に対して発効された場合、第3条で規定されるIAEAとの保障措置協定問題が提起されるものの、68年に締結した韓・米・IAEAの3者協定に基づく保障措置がNPTの第3条の趣旨と同様である点に照らし、新たな協定を結ばずに現行の協定を活用する方が望ましいとの立場が強まったのである²⁹。

NPT署名の際の米国による保障を受け、韓国側は共産側の核兵器による威嚇や核攻撃に対応できる1次的な保障措置が得られたと見なしたけれども、いかなる方法にせよ、いずれ共産側の核兵器に対する対抗措置が具体的にとられる必要があると外務部内では検討された³⁰。この問題は有事の際の即時対応のための米韓相互防衛条約の改正問題をめぐる米国の消極的な姿勢とも絡んで、朴政権の当面の課題でもあったのである。

4.2 日本の核武装への懸念と協力強化への期待

韓国は中国の核脅威の増大に備えつつ、日本の原子力をめぐる動向にも敏感に対応した。それは日本が選択さえすれば、経済力を軍事力に転換できる位置にあったからである³¹。68年5月、東海村の日本原子力研究所は初めて純度95%のプルトニウム18gを生産したと発表した。韓国の専門家らは初のプルトニウム239の抽出に利用された再処理方法が日本独自のものであることに注目し、これによって日本は原子爆弾を製造できる能力を保有する

ことになったと分析した³²。続いて、日本の物理科学調査所は原子爆弾製造および原子力発電の重要な原料である濃縮ウラン 235 を生産する実験に成功したが、韓国は日本に兵器用核物質の自給自足への道が開いたと評価した³³。

さらに、ニクソン・ドクトリンの発表を受けて、韓国政府は次のように日本の核武装を警戒する動静分析を行った。「日本は第3次防衛力整備計画が71年に終了し、『日米安保体制を基調に侵略に対する抑止力として有効な防衛力』を保有するであろう。中国の核脅威に対抗して日本は第4次防衛力整備計画から核武装を中心とする防衛力の強化と海軍力増強など新たな防衛課題に取り組むであろう³⁴。」

69年11月に発表された「佐藤・ニクソン共同声明」において「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要である」と初めて「韓国条項」が盛り込まれた。だが、ニクソン・ドクトリンの発表以後、韓国は日本の軍備増強計画を注視し、日本が東アジアにおける力の空白を埋める可能性については否定的な反応を示したのである³⁵。韓国は米国が東アジア地域におけるバランスラーとしての役割を維持し、日本の軍事的野心を牽制することを望んでいたのである³⁶。

他方、日本政府は、NPTの発効直前である70年2月3日に閣議決定で調印を議決すると共に特別声明を発表し、核軍縮および安全保障問題と原子力の平和利用における査察の簡素化と平等を求め「これが保障されない限り、批准に関しては慎重な姿勢で臨む」と述べ³⁷、批准保留の余地を残した。日本国内におけるNPT反対論の特徴は、核を保有できる潜在的可能性が一つの抑止力になりうるという安全保障的観点と、原子力の平和利用における不平等性問題が大きく取り上げられた点にあった。

ところが、日本はNPT署名直後の2月11日に国産の大隅衛星を打ち上げ、世界で4番目の人工衛星所有国となった。また、中曽根康弘防衛庁長官は一方では「非核中級国家論」を唱えつつ、第4次防衛力整備計画の中で72年には原子力潜水艦を自力で建造すると発表した。そして、参議院予算委員会（70年4月14日）における野党議員の質問に対しては、「現在海上自衛隊が原子力潜水艦で武装することを禁じる法律はない」と答えたため、それまでに平和憲法を掲げる日本政府の立場を覆したものと韓国社会は受け止めた³⁸。

しかし、韓国国会内で野党による安保問題に関する質疑書（同年5月28付け）の中で提示された「日本の原子力潜水艦保有が極東アジア、特に韓国に及ぼす影響」について尋ねる質問に対して、朴大統領は書面（同年7月10日付け）を通じて「日本の原子力潜水艦保有は同国の防衛力をさらに増強させ、共産側からの攻撃に対する抑止力を強化することになる。それが極東における現存の防衛体制に主要な変化をもたらすとは考えない」と答えた³⁹。同答弁は、ニクソン・ドクトリン以後の日本の防衛力増強を日米韓の3国関係の枠組みの中で捉え、冷戦下の共産側に対する抑止力の強化という側面を強調すると共に、日本の例を通じて間接的ながらも核が戦略的に重要な意味合いを持っているという自らの核への野心を示すものでもあった。

他方、韓国は財政基盤の脆弱性から原子力開発計画を実現するためには日本との協力を必要としていた。当時日本は核エネルギー計画に基づくプルトニウム備蓄という名目で混

合核燃料加工技術の開発に力を入れ、70年5月初め頃にはフランスとの間で原子力協力協定締結のための了解覚書を交換すると伝えられた⁴⁰。この頃になると、韓国も核燃料資源開発における発展を図るために、日本との原子力協力協定を視野に入れて交渉を本格化させていく。第2次日韓科学技術長官会議（東京、70年8月8～14日、首席代表－西田信一科学技術庁長官、金基衡科学技術庁長官）は原子力協力協定締結について意見を交換し、協力分野としては核燃料の再処理加工からウランの採鉱法および選鉱法にまで広く協議が行われた⁴¹。特に、同会議のための実務者会議（70年8月10～11日）において、韓国は日仏了解覚書の締結を挙げて日韓間でも原子力の平和利用推進に向けた覚書の交換を提案した。だが、日本は「協定締結と覚書の交換には具体的な必要性があるべきであり、現状としては技術協力の積み上げが有意義である」と説明し、「韓国の具体的な要望に対してはケース・バイ・ケースで検討する」と対応した⁴²。当時、韓国で最も重視されたのは、ウラン鉱の発見であったが、原子力問題に関する日韓協力の枠組みはまだ模索の段階にあったのである。

他方、韓国初の原子力発電所である古里1号機が71年3月に着工されたものの、同事業は米国の発電炉及び蒸気発生開通製造技術、英のタービン発電機技術、フランスの原子炉格納装置の総合体であり、原子力事業が国際協力の模範になるケースであると韓国政府は自負した⁴³。朴大統領は、原子力発電所の起工式の辞の中で、「アジアでは日本に次いで韓国が2番目に原子力発電所建設に着手した。このような原子力発電所を韓国でも建設できることで大きな自信と喜びを禁じえない」と述べた⁴⁴。注目すべきは、こうした初の原子力発電所建設への始動と共に、国家主導で原子力の軍事転用を視野に入れた政策が精力的に進められるようになったという点である。71年11月に防衛産業を担当する青瓦台第2経済首席室が設置されたが、呉源哲大統領第2経済首席は、原子力とその軍事的実用化政策の中核を担ったと推測される。韓国ではNPTが核不拡散という一定の義務的拘束力を伴う限定的な条件を課するものの、同体制の限界を論じる見方が根強く、批准時期を意図的に曖昧にしつつ、核兵器の開発を重視する政策方向に移行していたのである。

5. 結論

ニクソン・ドクトリンの発表前から、韓国は、米国が、中国による周辺国への核を後ろ盾にする威嚇および侵略行為に対して有効な「核の傘」を提供できるか否かについて懸念した。それは韓国にとって北朝鮮と同様に、中国が朝鮮戦争を戦った主な敵対国であり、中朝間の血の同盟関係が依然として維持されていたからでもある。また、日本のような核技術先進国が、核開発能力を持ちながら核武装しないかについても警戒した。但し、中国の核脅威に対する韓国の不安の本質は安全保障的なものであったのに対して、日本の動向に対する不安は後発性に起因する焦りの方が大きく作用したといえよう。それ故に、日本が防衛力向上の一環として核武装する可能性を注目する一方で、潜在的核兵器国としての日本との原子力協力への期待も共存する政策を展開させたのである。

こうした状況の中で、韓国が、不拡散体制の不安定性という根本的問題と原子力の平和利用における構造的問題を内包している NPT の署名に応じたのは、それが単に米国との同盟関係と原子力協力を維持するための形式的な通過儀礼に過ぎないと判断したからであった。また、原子力の平和利用が初期段階にあって、IAEA による査察が懸念されるような施設が韓国にはまだ存在しなかったという発展途上国としての実状も NPT 署名の一つの要因として認めることができる。

しかし、ニクソン政権の対アジア政策転換を受けて、韓国には安全保障をめぐる不安と共に自主国防への強い国家願望という動機づけが組み合わさって高まったと考えられる。韓国は富国強兵、言い換えれば、自主国防と近代化を図るために、原子力発電における自立と平和維持に寄与する核戦力が必要と判断したであろう。

以上のような検討から、周辺国および関係国の核をめぐる政策転換はコミュニケーションと信頼性がなければ、非常に大きな地政学的波及効果があり、意図しない影響や誤解を呼び起こしやすいという点に注目すべきである。北朝鮮がいつでも武力行使に訴える可能性を無視できない朝鮮半島をめぐる冷戦状態がこうした状況をさらに悪化させたであろう。しかし、そもそも NPT 署名の際に、核不拡散という世界的課題に対する「平和主義」的規範につながる傾向が韓国側にはあまり読み取れなかったという点から考えると、NPT 体制の成立の際に、核開発に歯止めをかけられるような多国間信頼醸成のための政治的プロセスが確立し、加盟国の間でいわゆる「平和主義」の規範的要素が共有されていたならば、その後の展開は異なっていた可能性も否定できない。このような観点から、国際的誘導システムが地域もしくはグローバル次元で整備されるべきであり、同システムが NPT 体制を補完できるようにすることが重要だと指摘できよう。

註

付記) 韓国の外交文書は、文書作成者「文書名」、日付、大韓国外務部文書登録番号『文書綴名』頁番号の順に記す。

- 1 Lewis A. Dunn, "Half Past India's Bang," *Foreign Policy*, Vol. 36, Fall 1979, p. 72.
- 2 リチャード・H・シンライク、立川京一監訳「戦略は偶然の産物—冷戦期における米国の太平洋政策」石津朋之編『日米戦略思想史—日米関係の新しい視点』彩流社、2005年、205頁。
- 3 梅本哲也『核兵器と国際政治 1945-1995』日本国際問題研究所、1996年、79頁。
- 4 「65年の年頭教書」朴正熙大統領記念・図書館、1965年1月16日、www.516.co.kr/.
- 5 「記者会見」朴正熙大統領記念・図書館、68年1月15日、www.516.co.kr/.
- 6 北米2課/東北アジア2課「外務部長官から駐米大使へ—中国の核戦力の強化による対応策」68年3月12日、外務部文書登録番号2672『中国の核戦力の開発、1967-68』14頁。
- 7 「駐米大使館から外務部長官へ—中国の核戦力の強化に対する対策」68年3月29日、外務部文書登録番号2672『中国の核戦力の開発、1967-68』36頁。
- 8 韓国電力「古里原子力発電所の建設現況」72年7月1日、外務部文書登録番号5495『米韓間原子力発電所の核燃料契約締結、1972』。
- 9 『京郷新聞』1968年5月18日。

- 10 欧米局北米2課「中共の核戦力と対策」1968年3月6日、外務部文書登録番号2672『中国の核戦力の開発、1967-68』16頁。
- 11 『国民日報』2005年12月2日。『ソウル新聞』2005年12月3日。
- 12 欧米局長から企画管理室長へ「1971年度予算教書に関連した資料提出」70年7月18日、外務部登録番号3426『韓国の外交政策、1970』。
- 13 国際連合課「国防部から外務部長官へ—核脅威に対する安全保障の確保問題」68年7月22日、外務部登録番号2671『核兵器非保有国会議（Geneva, 1968. 8. 29-9. 28）』84頁。
- 14 国際連合課「駐米大使から外務部長官へ」68年7月6日、外務部登録番号2671『核兵器非保有国会議（Geneva, 1968. 8. 29-9. 28）』29頁。
- 15 国際連合課「駐日大使から外務部長官へ」68年7月19日、外務部登録番号2671『核兵器非保有国会議（Geneva, 1968. 8. 29-9. 28）』73頁。
- 16 国防部から外務部長官へ「核兵器非保有国会議のための対策（68年7月22日）」外務部登録番号2671『核兵器非保有国会議（Geneva, 1968. 8. 29-9. 28）』84-91頁。
- 17 国際連合課「外務部長官から首席代表の金溶植大使へ（代表団への訓令）」外務部登録番号2671『核兵器非保有国会議（Geneva, 1968. 8. 29-9. 28）』143頁。
- 18 国際連合課「外務部長官から首席代表へ」外務部登録番号2671『核兵器非保有国会議（Geneva, 1968. 8. 29-9. 28）』222頁。
- 19 国際連合課「外務部長官から首席代表へ」外務部登録番号2671『核兵器非保有国会議（Geneva, 1968. 8. 29-9. 28）』242頁。
- 20 国際連合課「交替首席代表から外務部長官へ」68年10月2日、外務部登録番号2671『核兵器非保有国会議（Geneva, 1968. 8. 29-9. 28）』。
- 21 『京郷新聞』（1969年1月15日）。
- 22 北米2課「わが国と自由アジアの安全保障態勢強化策試案—越南戦終結後新たな情勢に備えて」69年2月10日、外務部登録番号3107『APATO（アジア・太平洋条約機構）創設構想、1968-69』52-69頁。
- 23 北米2課「駐米韓大使館から外務部長官へ」69年5月2日、外務部登録番号3098『米国の対外防衛公約、1969』6-10頁。
- 24 北米1課「朴・ニクソン大統領の会談要旨」外務部登録番号3017『朴正熙大統領の米国訪問、1969/8/20-25』244-252頁。
- 25 「70年初の記者会見」朴正熙大統領記念・図書館、70年1月1日、www.516.co.kr/.
- 26 Richard Nixon, "First Annual Report to the Congress on United States Foreign Policy for the 1970s, February 18, 1970," in Nixon Papers, 1970, Washington, D. C.: United States Government Printing Office, 1971.
- 27 北米担当官室「国防部長官から大統領へ」70年7月21日、外務部登録番号3633『韓半島周辺情勢、1970』。
- 28 条約課「外務部長官から原子力庁長へ」70年6月19日、外務部登録番号6302『原子力の民間利用に関する米韓間の協力協定(72/11/24 ワシントンD.C.で署名、73/3/19発効)』51頁。
- 29 国際機構課「外務部長官から駐オーストリア大使」外務部登録番号3710『IAEA 安全措置委員会会議、Vienna, 1970』16頁。
- 30 欧米局長から企画管理室長へ「1971年度予算教書に関連した資料提出」70年7月18日、外務部登録番号3426『韓国の外交政策、1970』。

- 31 外務部欧米局北米2課「中共の核戦力と対策」68年3月6日、外務部登録番号2672『中国の核戦力開発、1967-68』27頁。
- 32 『京郷新聞』(1968年5月17日)。
- 33 『毎日経済』(1969年4月1日)。
- 34 欧米局「1970年代のアジア情勢とその展望」69年8月18日、外務部登録番号3097『米国の対外軍事援助資料、1969』39-52頁。
- 35 外務部「参考資料」71年6月23日、外務部登録番号4298『米国・中国(旧中共)関係、1971』217頁。
- 36 安秉俊『脱冷戦期の国際政治と韓半島統一』法文社、1993年、184頁。
- 37 東北アジア1課／条約課「駐日大使代理から外務部長官へ」70年2月3日、外務部登録番号17586(9692)『日本のNPT加盟、1968-76』。
- 38 『東亜日報』(1970年4月15日)。
- 39 Pol 1 KorS., A-329, "President Park's Statement on Security Problem and Relations with North (July 10)", July 28, 1970, Central Files 1970-73, Box 2423; National Archives, College Park, MD.
- 40 『毎日経済』(1970年4月27日)。
- 41 科学技術処「第2次日韓科学技術長官会議の議題」外務部登録番号3884『日韓科学技術長官会議、第2次、東京、1970／8／8～14』11-67頁。
- 42 科学技術処「第2次日韓科学技術長官会議の実務者会議録、8月10日～11日」外務部登録番号3884『日韓科学技術長官会議、第2次、東京、1970／8／8～14』92頁。
- 43 国際機構課「第14次IAEA総会首席代表演説文(草案)」外務部登録番号3709『IAEA総会、第14次、Vienna, 70／9／22～28』44頁。
- 44 「古里原子力発電所起工式の辞」朴正熙大統領記念・図書館、71年3月19日、www.516.co.kr/。

